

平成 29 年 6 月 22 日

平成 29 年度独立行政法人都市再生機構調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日 総務大臣決定）に基づき、独立行政法人都市再生機構は、事務・事業の特性を踏まえ、P D C A サイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成 29 年度独立行政法人都市再生機構調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 平成 28 年度の契約状況は、表 1 のようになっており、契約件数は 4,113 件、契約金額は 3,051 億円である。

このうち、競争性のある契約は 3,477 件、2,906 億円（調達全体に占める割合は件数で 84.5%、金額で 95.2%）、競争性のない随意契約は、636 件、145 億円（調達全体に占める割合は件数で 15.5%、金額で 4.8%）となっている。

平成 27 年度と比較して、競争性のある契約の割合が件数・金額ともに大きく減少している（件数は 12.7%の減、金額は 40.7%の減）要因は、主に、前年度に発注実績があった賃貸団地における小規模修繕工事が、平成 28 年度は発注がなかったことによる。（小規模修繕工事は複数年契約であり、複数年ごとに調達を行う。）

また、競争性のない随意契約は、平成 27 年度と比較して金額が増えている（17.9%の増）が、主な要因は賃貸団地の建設に伴うガス管設備工事の発注が増えたことによる。

なお、ガス管設備工事は、ガス事業法により事業者が決められており、随意契約によらざるを得ない契約である。

表 1 平成 28 年度の調達全体像

（単位：件、億円）

	平成 27 年度		平成 28 年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	3,320 (70.7%)	4,484 (89.2%)	2,823 (68.6%)	2,744 (89.9%)	▲497 (▲15.0%)	▲1,741 (▲38.8%)
企画競争・公募	665 (14.2%)	418 (8.3%)	654 (15.9%)	163 (5.3%)	▲11 (▲1.7%)	▲255 (▲61.0%)
競争性のある契約(小計)	3,985 (84.8%)	4,902 (97.6%)	3,477 (84.5%)	2,906 (95.2%)	▲508 (▲12.7%)	▲1,996 (▲40.7%)
競争性のない随意契約	714 (15.2%)	123 (2.4%)	636 (15.5%)	145 (4.8%)	▲78 (▲10.9%)	22 (+17.9%)
合計	4,699 (100%)	5,025 (100%)	4,113 (100%)	3,051 (100%)	▲586 (▲12.5%)	▲1,974 (▲39.3%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△ 減の () 書きは、平成28年度の対27年度伸率である。

(2) 平成28年度の一者応札・応募の状況は、表2のようになっており、契約件数は426件、契約金額は1,504億円（調達全体に占める割合は件数で12.3%、金額で51.8%）である。

前年度と比較して、一者応札・応募による契約の割合が件数・金額ともに減少している（件数は46.0%の減、金額は48.0%の減）が、主な要因は前年度に計上した賃貸団地における小規模修繕工事（発注件数の8割が一者応札）の実績が、平成28年度にはなかったためである。

平成29年度も同種工事の発注は予定していないが、発注全般において下記2(1)のとおり取組みを実施することとする。

表2 平成28年度の一者応札・応募状況 (単位：件、億円)

		平成27年度	平成28年度	比較増△減
2者以上	件数	3,196 (80.2%)	3,051 (87.7%)	▲145 (▲4.5%)
	金額	2,008 (41.0%)	1,402 (48.2%)	▲606 (▲30.2%)
1者	件数	789 (19.8%)	426 (12.3%)	▲363 (▲46.0%)
	金額	2,894 (59.0%)	1,504 (51.8%)	▲1,390 (▲48.0%)
合計	件数	3,985 (100%)	3,477 (100%)	▲508 (▲12.7%)
	金額	4,902 (100%)	2,906 (100%)	▲1,996 (▲40.7%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約（一般競争、指名競争、企画競争、公募）を行った計数である。

(注3) 比較増△減の () 書きは、平成28年度の対27年度伸率である。

2. 重点的に取り組む分野 (【 】は評価指標等)

記1の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、下記案件について、それぞれの状況に即した調達の改善及び事務処理の効率化に努めることとする。

(1) 調達コスト等の削減及び競争性の確保等に係る取組【当該取組の結果実現された実施量、実施状況等】

① 調達コストの削減及び業務の改善に資する取組

以下の取組等を実施することで、更なるコスト削減及び業務改善の実現を目指す

す。また取組の実施後は検証を行い、更なるコスト削減及び業務改善に向けての取組を検討する。

- ・電子入札の適用について、情報セキュリティの状況を確認しつつ、これまで対象ではなかった一般競争入札総合評価方式のコンサルタント業務等にも適用を拡大し、応札者の人件費、事務コストを減少させることで、調達コストの削減につなげるとともに、調達に要する事務負担の軽減及び業務の効率化を図る。これにより、競争参加希望者が容易に入札参加できる状況とし、競争性を高め、将来にわたってトータルコストが低減される環境の構築を図る。
- ・物品調達等において、一定数量の発注、複数の競争参加者の存在、品質低下リスクの回避策等を確認の上、コスト削減効果が見込まれるものに特化して、リバースオークション（競り下げ方式）を活用することでコスト削減を図る。平成 29 年度においては新規事業者の応札勧奨の取組み及び仕様の要件緩和を実施することにより競争性を高めつつ、継続調達案件に加え新規調達案件においても取組むことにより、予定価格に対し 4 億円のコスト削減を目指す。（30 件実施）
- ・平成 23 年度から実施している少額随意契約の範囲内（ただし予定価格 30 万円未満は事務コストを鑑み非適用とする）におけるオープンカウンター方式を引き続き実施し、発注手続きの透明性を高め、事業者の参加者数を増やすことによりコスト削減を図るとともに、仕様書のデータベース化を図る等の事務処理の効率化の検討を実施する。平成 29 年度においては予定価格に対しコスト削減率 40% を目指す。

② 競争性の確保等に係る取組み

一者応札・応募が 2 回連続して発生した案件については、競争性の確保に関して構造的に課題があるものとして認識することとし、競争参加者を増加させるための環境改善について引き続き取り組む。

具体的には、事業者へのヒアリングの実施等、市場分析を行い、一者応札となった原因の検証及び分析を行い、実効的な改善策を検討した上で、「一者応札・応募等事案フォローアップ票」として整理して、ホームページにおいて公表する。

更に、2 回連続で一者応札・応募となった案件については、次回の契約手続に入る際に、各本部等に設置された契約審査会等において、「一者応札・応募等事案フォローアップ票」を踏まえた上記の改善策が講じられているかどうか等の検証及び前年度に契約監視委員会において一者応札・応募の原因分析を行った結果、応札者の増加に一定の効果があると検証できた改善措置である周知方法・情報提供の改善・拡大及び資格要件の緩和等の導入を検討する。

なお、数次の改善策を講じたにも関わらず、連続して同一事業者による一者応札・応募が継続しているものについては、原因の分析と改善策の検証を踏まえ、対応策について検討する。

(2)品質等価格以外の要素に留意する取組み【当該取組の実施状況】

公共工事等発注者として、以下の取組等を実施し、社会的責務を着実に果たす。

更に、調達に要する事務コストを削減する取組みや事業スケジュール遅延を回避するために入札不調・不落の発生を抑止する取組みを推進する。

- ① いわゆる「担い手三法」（公共工事品質確保促進法、建設業法及び公共工事入札契約適正化法）に基づき、公共工事の品質確保とその担い手確保を実現するため、元請業者が適切な施工体制を確保しているかの確認、及び市況に応じた予定価格の適正な設定、ダンピングの防止、社会保険未加入建設事業者を契約の相手方から排除する等の取組を実施する。
- ② 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、ワーク・ライフ・バランス等推進企業からの調達を推進するため、価格以外の要素を評価する調達（総合評価落札方式・企画競争方式）を行うときは、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する項目を設定する。平成 29 年度は企画競争方式による物品役務等の調達において評価項目を設定することとする。
- ③ 工事調達において、フレックス工期制度（※受注者が工事着工時期を選択できる発注方式）や発注時期の平準化等、事業者間の競争を促進する制度の適用を推進することにより、技術者や職人の不足等による入札不調・不落拡大の発生を抑止することを目指す。平成 29 年度においては、前年度の入札不調・不落率(15.3%)を下回ることを目指す。

3. 調達に関するガバナンスの徹底（【 】は評価指標等）

(1) 新たに締結する競争性のない随意契約に関する内部統制の確立【法人内における検証状況等】

競争性のない随意契約は、現在整理されている真にやむを得ないものについて、引き続き厳格な適用を行うこととするが、新たに競争性のない随意契約を締結する必要がある案件については、以下のとおり内部統制の確立を図る。

- ① 当該調達部門においては、競争性のない随意契約の必要性、適用条項等について整理し、経理資金部（契約監理）に対して協議を行う。
- ② 協議を受けた経理資金部においては、競争契約の可能性、競争性のない随意契約とする理由の妥当性、適用条項の適否や過去との整合性等のほか、競争契約で調達する場合よりもコスト削減が実現されているか否かや、経営上得られる効果が大きいかな否か等も踏まえたところで総合的に随意契約とすることの可否について判断を行う。
- ③ 前記②に加え、各本部等に設置された契約審査会等において、当該者との契約の必要性及び契約予定金額の妥当性について改めて検証を行う。

なお、新たな競争性のない随意契約については、事後に監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会の場で点検を受ける。

(2) 競争性のない随意契約を継続して締結する場合における内部統制の確立【当該取組の実施状況】

競争性のない随意契約を翌年度以降も継続して締結するものについては、予定価格の作成にあたり、随意契約によるコスト低減要素を踏まえた積算を行うこととし、各本部等に設置された契約審査会等において、当該者との契約の必要性及び契約予定金額の妥当性（前記コスト低減要素を踏まえた積算がなされているかどうか）について検証を行う。

(3) 契約手続ミス等不祥事の発生防止及び発生時の対応【当該取組の結果実現された実施量及び実施状況等】

契約手続ミス等不祥事の発生を確実に未然に防止するため、また発生時には速やかに契約手続きに応じた必要な措置を講じるため、下記の取組を行うことで整備を進める。

- ① 調達に関する規程集、マニュアル等の充実化を図る。
 - ・ 関連法令、内規等を整理し製本した「契約ハンドブック」を年度末に更新し、翌年度版を作成する。作成の上は、各本部等の契約担当者に広く頒布する。
 - ・ イントラネットを活用した「基本マニュアル」及び「契約手続フロー」を随時更新し、利用者の意見や要望も反映しつつ、契約制度に関して疑問、質問が生じた際の「ポータルサイト」としての活用を推進する。
 - ・ 契約手続に関して判断を迷った場合に参照する「契約事例集」（前例集）を随時更新する。
 - ・ 不祥事が発生した場合には再発防止策等を前記に掲げるマニュアル、事例集等に反映させる。
- ② 調達担当者に対する契約制度に係る研修を実施する。研修の実施にあたっては受講者に理解度テストやアンケート等を実施し、理解度を確認するなど効果測定を行う。理解度が低い事項や判明した課題等についてはイントラネット等を活用したフォローアップの実施や次回の研修等に反映させる。平成 29 年度においては下記の研修内容において 50 回の実施、出席者のべ 1,600 人を目指す。
 - ・ 初任者や新入職員を対象とした基礎研修
 - ・ 習熟した担当者を対象とした発展・応用的な研修
 - ・ 近々に対応することが必要な案件に係るテーマ別研修
 - ・ 入札談合等関与行為防止研修（公正取引委員会の講師を招聘）
 - ・ 国等において実施される外部研修への職員派遣
 - ・ 不祥事が発生した場合等における緊急時研修
- ③ 発注事務に係る情報管理手続、事業者との応接方法の適正化、規程抵触事実があった場合の対応方法、不当な働きかけを受けた場合の対応方法等を規定した

「発注者綱紀保持規程」及び規程を実務に即し解説した「発注者綱紀保持マニュアル」の周知徹底を図る。発注事務に携わる全職員に対し規程等の内容についてeラーニングを実施し浸透させる。

- ④ 予定価格の作成を入札書の提出後に行うこととするとともに、技術提案書と入札書を同時に提出させる等、不正行為を未然に防止する入札制度への見直しに取り組む。
- ⑤ 工事等の落札結果をモニタリングし、落札結果に特異な状況が認められる場合には不正兆候がないかの確認をする。当該状況をイントラネットにより機構全体で情報共有することにより、入札談合等、不正行為の抑制につなげる。
- ⑥ 談合疑義案件が発生した場合は、「談合情報等対応マニュアル」に基づき、速やかに「公正入札調査委員会」を設置し、調査を行うとともに、公正取引委員会等への報告を行うこととする。調査の結果、談合の事実が認められた場合は、契約解除等必要な措置を講じるとともに、当該事実を改めて公正取引委員会に通知する。談合疑義案件については、発生都度、事例として蓄積し、以後の参考とする。

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映する。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、経理資金等担当理事を総括責任者とする調達等合理化検討会を設置し、調達等合理化に取り組む。

総括責任者 経理資金等担当理事

副総括責任者 経営企画部長、経理資金部長、経理資金部次長、その他総括責任者が必要に応じて指定する本社部長等

メンバー 経理資金部契約監理課長・本社調達担当部門課長等

本計画の策定及び自己評価にあたっては、全役員によって構成される理事会に付議することで意思決定を行うものとし、必要に応じて状況報告を行うこととする。

(2) 契約監視委員会による点検

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、競争性のない随意契約の新規提案、2回連続一者応札・応募案件、一定の関係を有する法人の一者応札・応募案件

及び公益法人に対する支出) に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、ホームページにて公表する。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行う。

また、契約相手方、契約金額、落札率、契約方式、随意契約によることとした理由等の契約締結結果情報を、ホームページで毎月公表する。

以 上